

入札説明書

宮崎県が行う物品の買入れ等に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、当該説明書について疑義がある場合は、下記6に掲げる者に説明を求めることができる。

ただし、入札後に仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和3年10月7日（木）

2 一般競争入札に付する事項

- (1) 購入物品 薬剤及び透析に係る医療機器等一式
- (2) 納入期限 令和4年1月7日
- (3) 納入場所 県立宮崎病院

3 購入物品の仕様等
別紙仕様書のとおり

4 競争入札参加資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 令和3年宮崎県告示第116号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種で、営業種目が医療・理化学機器類のものであること。
- (2) 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
- (3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを、契約担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
- (4) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に基づく資格停止（以下「資格停止」という。）を受けていないこと。なお、すでに入札参加の申し出を行っている者は、資格停止を受けたときから入札に参加することはできない。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。
- (6) (2)、(3)に掲げる入札参加資格を判断するために必要な書類として、①から④に掲げるものに別紙様式1を添えて、令和3年10月20日までに下記6の者へ提出した者であること。

ただし、この期間後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札書提出期限に間に合わないことがある。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じること。

入札参加資格審査の結果は、書面により通知する。

① 入札機器のカタログ及び技術仕様書

技術仕様書は、別冊の仕様書に示す要件の項目に応じて入札機器の性能等を数値又は具体的な表現で記載すること。

② 入札機器の定価証明書

③ 入札機器を納入できることの証明書（代理店証明等）

- ④ 保守、点検、修理その他のアフターサービスの迅速な提供体制を証明する書類
- 5 入札参加資格を得るための申請方法
上記4(1)に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県の所定の申請書に必要事項を記入の上、下記(1)の機関へ提出すること。
ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札書提出期限に間に合わないことがある。
- (1) 申請書の配布及び提出場所並びに申請に対する問い合わせ先
宮崎県会計管理局物品管理調達課
宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号
郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208
- 6 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県病院局経営管理課県立病院整備推進室 調整担当
宮崎市橘通東1丁目9番18号
郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7629
- 7 契約条項を示す場所及び期間
(1) 場所 宮崎県病院局経営管理課県立病院整備推進室 調整担当
(2) 期間 令和3年10月7日から令和3年10月25日まで（土曜日及び日曜日を除くものとし、午前9時から午後5時まで）
- 8 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札
入札に参加する者は、別紙様式2による入札書（以下「入札書」という。）を次のとおり提出しなければならない。
- (1) 提出場所 宮崎県病院局経営管理課県立病院整備推進室 調整担当
(2) 提出期限 令和3年10月25日 午後5時必着
(3) 提出方法等 持参又は送付（郵送にあっては書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）
- なお、入札書の提出においては、4(6)による入札参加資格が確認された旨の入札参加資格確認結果通知書の写しを併せて提出すること。
提出されない場合、入札書は受付できない。提出に当たっては、入札書の封筒と入札参加資格確認結果通知書の写しを別にすること。郵送の場合は、入札書と別の封筒に入れて郵送すること。
- (4) 代理人が入札を行う場合は、別紙様式3による委任状を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。
- (5) 入札書は、持参により提出する場合は封筒に入れて密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「10月26日開封＜薬剤及び透析 医療機器等 一式＞の入札書在中」と記載し、郵送により提出する場合は二重封筒とし入札書を中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮には持参により提出する場合と同様に氏名を記載し、外封筒の封皮には「10月26日開封＜薬剤及び透析 医療機器等 一式＞の入札書在中」と記載しなければならない。
- (6) 競争入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。
- (7) 競争入札参加者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、入札の執行を延期し又は取り消す。

(8) 入札金額は、本体価格のほか付属品等の経費を含めた金額である。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10 開札

(1) 日時及び場所

ア 日時 令和3年10月26日（火）午前9時30分

イ 場所 宮崎県庁防災庁舎7階76号室 宮崎市橘通東1丁目9番18号

(2) 開札は、入札者又はその代理人1名を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行う。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。

イ 競争入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、契約保証金の納付が免除されることがある。

ア 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。

●提出書類

履行保証保険証書

イ 契約を締結しようとする日の属する年度前の2箇年度の間、国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行したことを証明する書面を提出し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

●提出書類

履行証明書

12 入札の効力

次の入札は無効とする。なお、無効となる入札をした者は再度の入札に参加することはできない。

(1) 入札参加資格のない者のした入札

(2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札

(3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札

(4) 入札書の表記金額を訂正した入札

(5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した、又は不明な入札

(6) 入札条件に違反した入札

(7) 連合その他不正の行為があった入札

13 再度入札

- (1) 開札した場合において、落札者とすべき入札がなかったときは、直ちに入札を行う。
- (2) 再度入札の回数は、1回を限度とする。
- (3) 初度開札に立ち会わなかった者及び上記12に掲げる無効な入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格以内で最低の価格をもって、有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 入札結果の公表

入札結果は、病院局物品の購入等に係る入札結果の公表に関する要領に基づき公表する。

16 質問回答

(1) 質問

本件入札に関し、質問がある場合は、次により提出するものとする。

- ア 提出期限 令和3年10月20日午後5時まで
- イ 提出先 宮崎県病院局経営管理課県立病院整備推進室 調整担当
- ウ 提出方法 電子メールによること。
メールアドレス：keieikanri-hp@pref.miyazaki.lg.jp

(2) 回答

質問に対する回答は、次のとおり行う。

- ア 回答期限 令和3年10月22日午後5時まで
- イ 回答方法 個別に電子メールで通知する。
- ウ その他 提出期限まで到着しなかった質問及び電子メール以外による方法で提出された質問については、いかなる理由であっても回答しない。

17 その他

- (1) 設置等の費用については、納入者の費用負担とする。
- (2) 物品の梱包材等については、物品の設置完了後、発注者の指示に従い納入者の費用負担において納入者が処分を行うこと。
- (3) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (4) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、受注後、納期の見直しが必要となった場合は、県と受注者で協議を行うものとする。